

船 ク 推 第202号
令和3年5月14日

タバコ問題を考える会・千葉
代表世話人 紅谷 歩 様

船橋市長 松戸 徹



指定喫煙所の設置に関する要望書と質問について（回答）

要望書についての回答

1、「JR 船橋駅北口に設置する指定喫煙所において実証実験を中止してください。」についてお答えいたします。

船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例の改正にあたり設置予定の指定喫煙所についての質問1でお答えしておりますが、今回の実証実験に伴う業者選定は公平性を欠くものではないと考えておりますので、中止する予定はありません。

2、「JR 船橋駅北口に設置する指定喫煙所において設置場所と設置方法について再検討してください。」についてお答えいたします。

指定喫煙所の設置場所については、駅から概ね200mの範囲で空きスペースや民地を含めた空地を調査しましたが、所有者や管理者等の同意を得ることはできなかった為、市有地において実証実験をすることといたしました。

また、指定喫煙所の設置につきましては、たばこの煙が容易に漏れ出ないよう厚生労働省による「屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）」（健発1109第6号）を遵守した指定喫煙所とします。具体的には、指定喫煙所周辺の通行人への配慮のため、高さ3m程度のパーティションで囲み、出入口にはクランクの設置、送風機を設置して煙が上空に抜ける状態とし、さらに、指定喫煙所の場所の周知を図ることで望まない受動喫煙を生じさせることができないよう配慮いたします。

そして、指定喫煙所の設置は永続的なものではなく、概ね2年間で実証実験を行い、その後、市において継続するか否かを判断し、継続するとしても市の費用負担で行う点からすれば、指定喫煙所の設置に与えたJTの影響は限定的といえ、路上喫煙による健康被害から市民を守る目的達成のための手段としても合理的であり、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（以下：FCTC）第5条3項には反しないと考えておりますので、設置場所と設置方法について再検討する予定はありません。

質問についての回答

質問1についてお答えいたします。

指定喫煙所の設置費用や実証実験期間中の維持費用について、JTが費用負担を行います。市費は用いておりません。

また、パブリック・コメントにより、市としての考え方を示していることから透明性は確保されているものと考えております。

なお、名古屋市の屋外分煙施設設置費用助成事業については、民間事業者等が分煙施設を設置するにあたり市が助成を行う主旨のものであって船橋市と同事業ではありません。そのため、今回の実証実験に伴う業者選定について公平性を欠くものではないと考えております。

質問2についてお答えいたします。

健康増進法は屋内の施設を規制の対象としているため、屋外の喫煙所は対象外となりますが、望まない受動喫煙対策を講じることは必要不可欠であるため、厚生労働省による「屋外分煙施設の技術的留意事項について(通知)」(健発1109第6号)を遵守し、たばこの煙が容易に漏れ出ないよう、高さ3m程度のパーティションで囲み、出入り口にはクランクを設けます。また、送風機を設置し、煙が上空に抜けるような対策も行うことから、現時点で受動喫煙被害の可能性は無いと考えております。

しかし、受動喫煙が懸念される場合は他に追加の対策を行い、それでも危惧される場合は指定喫煙所の撤去も含めて検討いたします。

質問3についてお答えいたします。

指定喫煙所の外での路上喫煙は認められないため、一部改正した「船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例」に基づいて適切に対応いたします。

また、指定喫煙所には案内表示にルールを守って利用していただくよう注意喚起していくほか、職員のパトロールの際、適切に使用されていない場合は声掛け等を行います。

それでも適切に使用されない場合は指定喫煙所の撤去等も含めて検討いたします。

質問4についてお答えいたします。

- ① 指定喫煙所の設置費用や実証実験期間中の維持費用について、市が負担する費用はございません。

実証実験の検証項目である指定喫煙所内外の浮遊粉塵調査、指定喫煙所周辺通行人アンケート調査、路上喫煙率調査等は市職員が実施し、散乱ごみ定点調査は、市内13箇所を対象とした駅前等清掃業務委託の一環として

委託業者が実施いたしますが、各検証項目の費用は積算しておりません。

また、JTが行う検証項目である指定喫煙所利用者数調査と苦情等件数調査に要する費用は把握しておりません。

- ② 準備段階、実証実験期間中、実証実験終了後、市がJTへ支払う費用はございません。
- ③ 概ね2年間の実証実験の効果を見て運用方針を決めるため、費用については現時点で積算しておりません。
- ④ 費用については現時点で積算しておりません。

質問5についてお答えいたします。

指定喫煙所の設置による実証実験に関しては、まず、令和2年1月に船橋駅・西船橋駅・津田沼駅の利用者等にアンケート調査を実施しております。その結果、路上喫煙を減らすことを目的に重点区域周辺への指定喫煙所の設置にすることについて、全体の1,118人では73.7%、非喫煙者824人でも71.4%が「必要」と回答しています。

また、『令和元年「国民健康・栄養調査」の結果』(厚生労働省)によると、現在、習慣的に喫煙している方の割合は16.7%となっており、一定数の習慣的に喫煙している方がいらっしゃるのが現状です。そして、自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)を有する者(現在喫煙者を除く)の割合について場所別では「路上」が27.1%と全体で2番目に多くなっております。

市では、清潔、安全及び快適な生活環境の確保に向けた取り組みの強化を図るため、罰則規定の強化と罰則規定の強化に対する喫煙者への配慮及び罰則規定との相乗作用による路上喫煙と受動喫煙の防止を目的とした指定喫煙所を同条例の違反者数が最も多い船橋駅周辺に設置することは必要であると考えております。

そして、指定喫煙所設置の目的は、路上喫煙による健康被害から市民を守り、ポイ捨てを防止するために設置するものであって、JTから寄付を受け、喫煙を促進させるために設置するわけではないことから、現時点での本市の状況を鑑みた上で、たばこによる害から公衆の健康を守るという、FCTCの理念に反していないと考えております。

また、指定喫煙所の設置は永続的なものではなく、概ね2年間で実証実験を行い、その後市において継続するか否かを判断し、継続するとしても市の費用負担で行う点からすれば、指定喫煙所の設置に与えたJTの影響は限定的といえ、路上喫煙による健康被害から市民を守る目的達成のための手段としても合理的であり、FCTC第5条3項には反していないと考えております。

【お問い合わせ】

船橋市環境部クリーン推進課まち美化・指導係

TEL: 047-436-2434